

2014年2月20日
日本ガラスびん協会

「消費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書の提出について

日本ガラスびん協会（会長 石塚久継／東京都新宿区）は、本年4月に予定されている消費税増税に対応するため、昨年10月に施行された「消費税転嫁特別措置法」に則り、「消費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書を2014年2月20日に公正取引委員会に提出し受理されましたのでお知らせいたします。

日本ガラスびん協会は、ガラスびんを製造・販売する正会員、準会員を対象として、「消費税転嫁特別措置法」が2013年10月1日から2017年3月31日までの期限立法として施行されたことを受け、対応を協議してまいりましたが、消費税を円滑かつ適正に転嫁する観点に加え、消費税分の減額、買ったとき、消費税の転嫁拒否などの取引行為を防ぐために「消費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書の提出を行なうことにいたしました。

本件に関するお問合せ先：日本ガラスびん協会 TEL 03-6279-2390

以上